

大和市公告第61号

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）第27条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和7年7月24日

大和市長 古谷田 力

1 都市公園の概要

- | | | |
|---------------|---|-----------------|
| (1) 名 | 称 | 多胡記念公園 |
| (2) 面 | 積 | 5,443.26㎡ |
| (3) 位 | 置 | 大和市中心林間五丁目17番3号 |
| (4) 有料公園施設の名称 | | 慈緑庵 |

2 申込期間

令和7年7月25日（金）から同年9月12日（金）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市環境共生部みどり公園課

4 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金の額は、大和市都市公園条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

- (1) 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- (2) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
- (3) 多胡記念公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 申込みの資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人による応募は不可）。
- (2) 募集要項に定める欠格事項に該当しないこと。

8 選定の基準

- (1) 多胡記念公園を利用しようとする者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 多胡記念公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 多胡記念公園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 多胡記念公園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

9 その他

詳細は、募集要項による。